

# ◎横濱市市民活動共同オフィスにおける市民協働

■丸橋敏之

## 1 民の力が存分に発揮される社会

平成14年4月の中田市長の誕生から間もなく、5月市会において、市長は、横濱を覆いつくしている閉塞感を打ち破るべく、望ましい社会のあり方を「民の力が存分に発揮される社会」と定義した。民（みん）とは、社会の構成員たる一人ひとりの市民であり、各種の団体であり、民間の企業であって、これからのますます多様化する市民のニーズには、民と行政がともに協働により対応していくことが、新しい都市の経営の方向であることを明確にした。

そのためには、行政は、民の力を信じ、その活力を高め、コーディネート機能を発揮して、民の意欲と実行力が都市の活力や発展に結びつく環境づくりを進めなければならぬ。そして、行政と公益的な市民活動との協働のあり方を検討するため、具体的な協働の実験や検証の場として、市民活動のための共同オフィスをモデル的に設置することを内容とした補正予算を計上し、協働にむけた議論

がスタートした。

## 2 新しい都市経営への取り組みの議論

これまで、本市では、「横濱市における市民活動との協働に関する基本指針（横浜コード）」により協働の原則や方法などについて、他都市に先駆けて整理をしてきた。また、市民活動推進条例においても、市民活動と行政が適切なパートナーシップの関係のもとに協働した活動を進めていくことを目指してきた。そういう意味では、市民活動と行政との協働については、これまでも政策的なテーマとして推進してきた。中田市長は、これを、都市経営の基本理念として宣言し、この理念のもとに市政運営を進めていくことを明らかにした。そのため、補正予算の審議は、これからの本市の都市経営への取り組みそのものへの議論といえる。

補正予算の審議において、論点は概ね、次の3点に分類される。一つは、歴史的建築物である旧富士銀行をなぜ、共同オフィスとし

表—1 管理運営団体決定までの経過

募集	平成14年8月15日～平成14年8月23日
選考会	平成14年9月4日 公開プレゼンテーションの実施
発表	平成14年9月12日 「市民セクターよこはま」が管理運営団体となる

表—2 入居団体決定までの経過

募集	平成14年9月2日～9月17日
選考会	平成14年9月20日、25日 公開プレゼンテーションの実施
発表	平成14年10月4日 14団体
入居	平成14年10月10日

表—3 市民活動共同オフィスの概要

設置場所	中区本町4-44
開設日	平成14年10月10日
施設内容	共同オフィス(15ブース)、会議室、複写機・印刷機(使用者負担)
ブースの設備	机、いす、キャビネット、電話回線(電話加入権、通話料等は使用者負担)等
開館時間	年中無休(年末年始を除く)9時～22時
貸付料	10,000円(共益費、光熱水費含む)

表—4 管理運営団体

団体名	主な活動分野	活動内容
市民セクターよこはま	福祉、市民活動支援	ボランティア・NPOの相互支援、相談、情報提供、提言活動など

- 1 民の力が存分に発揮される社会
- 2 新しい都市経営への取り組みの議論
- 3 市民活動共同オフィスの設置
- 4 公募による管理運営団体の選考
- 5 公募による入居団体の選考
- 6 協働のあり方への取り組み

て暫定活用するのか、2つには、入居団体の選考基準や入居条件に関するもの、3つには、協働のあり方について、具体的にどのような検討をしていくのか、についてである。

昭和4年に創建されたこの建物は、歴史的に貴重なものであるとともに、ライトアップにより映えるその景観は、都市としての横浜の個性と魅力あるまちなみを象徴している。

歴史的に象徴的な建物を活用した、新しい都市経営のための先進的な取組みは、歴史的建造物にふさわしい活用を早期に実現することを条件に、3年間という期間に限り暫定活用することで、補正予算は6月に可決された。

### 3 市民活動共同オフィスの設置

旧富士銀行横浜支店は、関内馬車道通り沿いに位置し、石積みの外壁に西洋風の列柱を組み合わせた外観が特徴で、昭和初期の銀行の建物をそのまま残している。

富士銀行横浜支店の移転・統合にともない、地元や日本建築学会などから建物の保存の要望もあり、平成14年3月に横浜市が土地を取得し、建物は寄付を受けた。歴史的建造物としての特性を活かし、馬車道周辺地区への来街者の増加が期待できる市民利用施設や展示施設等を念頭に、今後の活用方法について検討することとしていたが、検討には期間を要するため、この間の有効活用として、暫定的に活用するものとした。

このオフィスは、「市民活動拠点の設置」〔横浜らしさを感じさせる歴史的建造物の活用〕「遊休施設の暫定的な有効利用」という

意味で象徴的な事業となっている。「民（みんな）の力が存分に発揮される社会」の実現に向けて、市民と行政がそれぞれの主体性・自主性を尊重しあいながら、協働する事業の積極的な展開を図ることが重要であり、そのため、市民と行政が協働で公益的な事業を推進するための仕組みづくりについて、実験的な取組みが行われている。

市民活動共同オフィスは、施設の使用期間が本格活用までの3年以内と限定されていることから、早期に施設を開設し、有効活用する必要があった。施設の改修工事の工期短縮や管理運営団体・入居団体それぞれの公募・選考方法などを早急に検討するなど、全てが新しい試みの中で急ピッチな作業が進められた。

### 4 公募による管理運営団体の選考

平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法においては、活動の自主的な運営をNPOが自らサポートしていくため、活動団体の運営や活動に関する連絡、助言などを行う中間支援団体の分野を設けた。また、市民活動においては、情報を広く市民に提供するとともに、市民相互の評価システムにより、自主性・自律性を持った活動が保たれると考えた。

そこで、共同オフィスの管理運営は、公益的な市民活動団体に委託し、本市が入居団体と進める「協働のあり方」の検討・検証についてコーディネートを担ってもらうこととした。

表-5 入居団体

団体名	主な活動分野	活動内容
特定非営利活動法人 おもいっきりサポート	保健・医療・福祉	身体障害者・高齢者に対する予防医学を生かした生活支援
特定非営利活動法人 国際障害者スポーツ 写真連絡協議会 (PARAPHOTO)	文化・芸術、スポーツ、福祉	写真等を通じた障害者スポーツの振興、メディア教育の向上
特定非営利活動法人 建築Gメンの会 横浜	まちづくり	欠陥住宅の相談・鑑定と問題解決のための普及・啓発活動
女性の住まいの相談室	まちづくり	不動産及び住まいに関する相談活動
特定非営利活動法人 全国ものづくり連絡協議会	まちづくり	伝統工芸熟練者保護と後継者育成、高校生のインターンシップ等
ウエスト・ハウス	文化・芸術、まちづくり	演劇を通じた誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり
クリエイティブサポート横浜	文化・芸術、まちづくり	舞台・空間創造支援、情報コミュニケーション技術支援等の活動
よこはま市民メセナ協会	文化・芸術	文化事業の「企画・運営・実施」できる市民プロデューサーの養成
YOKOHAMA本牧ジャズ祭 実行委員会	文化・芸術	YOKOHAMA本牧ジャズ祭の開催
「かながわスポーツボランティアバンク」 自主運営準備会	スポーツ	スポーツイベントへの参加・支援
横浜市の環境を考える会	環境保全、まちづくり	「自転車タクシー」の実施による環境保全、観光資源化
都市防災研究会	災害救援	防災意識の啓発活動、防災知識の普及
ウイメンズネット・サポート (WNS)	保健・医療・福祉、 男女共同参画	DV被害者に対する総合的サポート、DVに関する教育啓発活動、シェルター運営
女性の家 サーラー	保健・医療・福祉、 男女共同参画	DV等で行き場をなくした主に外国人女性のカウンセリング、シェルター運営

そのため、管理運営団体の選考にあたっては、公募とし、審査については、市民活動団体の特色を活かしたものとするため、学識経験者や市民活動に携わる人などで構成される「横浜市市民活動共同オフィス管理運営・入居団体選考委員会」による公開プレゼンテーションとした。

選考会では、中間支援組織として応募した4団体が、協働のあり方を具体的に検討していく方法・企画について、熱心なプレゼンテーションを行ない、新しい取組みへの市民活動団体の期待の高まりを感じた。

選考の結果、管理運営団体は「市民セクターよこはま」に決定した。理由は、円滑で効果的な管理運営を行うため、他の団体のノウハウも導入するなどこれまで築き上げてきたネットワークを有効に活用しており、企画においても行政と市民活動の協働を進めるための方向性について具体的に明確なビジョンが示されている点が評価された。

同時に、今後、横浜市とともに「協働のあり方」を検討するうえで、行政や入居団体の意見もふまえながら進めていくことが求められた。

## 5 公募による入居団体の選考

平成13年の12月に実施した「市民活動に関するアンケート調査」では、活動の場に関する課題として、事務所機能が会議室や活動の物品保管場所に次いで必要性の高いものとして上げられている。特に活動期間が1年未満の団体にあつては、その3分の1が事務や連

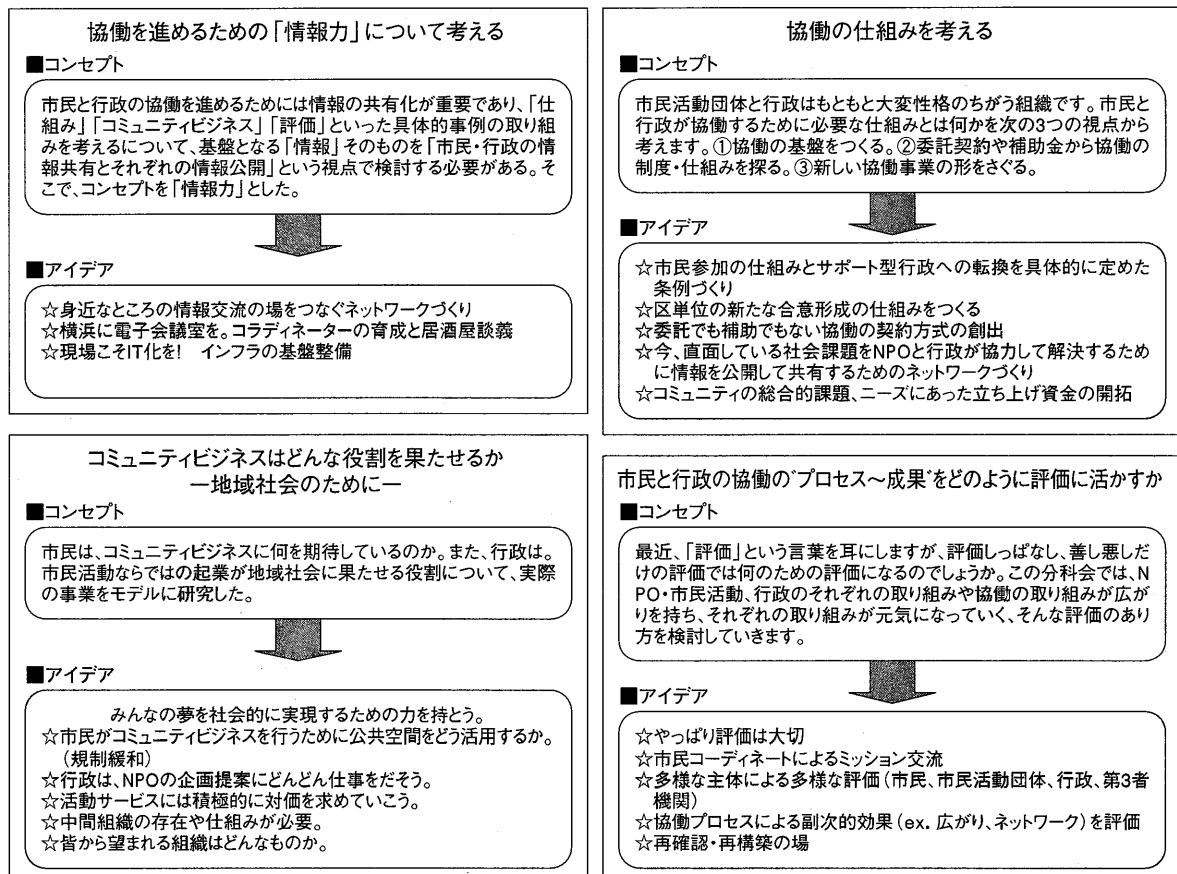
絡をとるための事務所の必要性をその課題として考えている。

共同オフィスの入居団体には、活動の拠点を提供するとともに、管理運営団体や本市とともに協働のあり方についての検討・検証に参画することが条件となっている。選考については、管理運営団体と同様に「横浜市市民活動共同オフィス管理運営・入居団体選考委員会」による公開プレゼンテーションを行った。なお、協働事業を進めるにあたっては、関係局区の所管課との連携が欠かせないため、プレゼンテーションに関係課職員の出席をお願いし、今後の協議が円滑に行われるよう努めた。

表—6 シンポジウムの概要

第1部	パネルディスカッション ～公益的市民活動団体と行政の協働のあり方について～
第2部	分科会
第1	協働の仕組みを考える
第2	協働を進めるための「情報力」について考える
第3	コミュニティビジネスはどんな役割を果たせるか？ ～地域社会のために～
第4	市民と行政との協働の“プロセス～成果”をどのように評価し活かすか
第3部	全体会 ～協働に向けたアイデアの発信～

図—1 シンポジウム第2部：4分科会のコンセプトとアイデア



選考会では、応募した27団体から具体的な問題を通した協働のあり方に対する提案や考え方が発表され、その結果14団体が決定された。中田市長も熱心なプレゼンテーションが行われている選考会会場にいられた。入居期間が1年間という条件のもとに、27団体の応募があり、協働事業に対する関心の高さを感ずるとともに、支援の一つである「活動の場」の必要性を認識した。

応募した団体の多くは、横浜市内で活動を行っているが、東京都内などで活動している団体が、横浜市内に新たな活動拠点を確保するために応募しているケースもあった。

入居団体は、設立まもない団体や自宅を連絡場所としながら実績のある活動をしている団体などがあり、その活動分野は、保健・医療・福祉、まちづくり、文化・芸術、災害救援、人権の擁護など幅広いものとなっている。また、活動の範囲は、中区を中心としているものや市域全域を対象としている団体が多く、郊外部を拠点としている団体は少ないという傾向が見られる。

## 6 一 協働のあり方への取り組み

平成14年10月10日に管理運営団体・入居団体と企画したオープニングセレモニーを実施し、ここでの具体的な検討が始まった。そもそも、行政と市民活動団体は行動原理も組織規模・形態、さらには文化に至るまで異なることから、まず、検討体制の組織づくりから着手した。会議の位置付けやルールに至るまで、その権限と責任を含め議論を重ね整理し

た。入居団体の活動分野が幅広く、団体それぞれにミッションの違いがあり、検討体制の組織づくりなど様々な場面で、団体間の合意形成にかなりの時間を必要とした。

その後、幅広い活動団体にも参加してもらい検討を進めていこうという意見が高まり、その結果、市民活動共同オフィスの入居団体を中心に、多くの市民活動団体のメンバー、企業人、行政職員も参加する開かれた議論の場として、平成14年12月に「協働のありかた研究会(ありけん)」が発足した。「ありけん」の活動には、100人を越えるメンバーが参加し、当面は平成15年3月15日のシンポジウムに向けて議論を積みあげていこうということになった。そして、シンポジウムの構成や分科会のテーマとなる、市民と行政が協働するための課題や仕組み、評価等について、議論を展開していくなど、多くの方々の協働により、シンポジウムは作り上げられてきた。シンポジウムの概要は表1-6のとおりである。

当日は、パネルディスカッションに約400名が参加し、特に4つの分科会においては、市民、市民活動団体のメンバーと行政職員の参加により幅広い議論が行われ、「横浜からの協働に向けたアイデア」が発信された。このアイデアについては、全体会の参加者より投票をしてもらい、その結果を今後の検討に生かしていくことにしている。そして、より幅広く開かれた議論の場となるよう「協働のありかた研究会」の体制を整えながら、更なる検討の充実を図っていこうと考えている。

△市民局地域振興課市民活動推進担当▽

図-2 シンポジウム第3部：全体会～協働に向けたアイデアの発信～

